

令和8年度における新規高等学校等卒業者の応募・推薦に係る申し合わせ事項

滋賀県高等学校就職問題検討会議

令和9年3月新規高等学校等卒業予定者の就職に係る応募・推薦等の取扱いについて、下記のとおり申し合わせる。

記

- (1) 事業所が新規高等学校等卒業予定者を対象とした求人を申し込む際は、生徒の推薦を依頼する高等学校等を指定する(特定の高等学校等からの推薦のみ受け付ける)「指定校求人」、または、推薦依頼校を指定せず全ての高等学校等からの応募を受け付ける「公開求人」のいずれかを、職種ごとに選択、決定し、求人票に明示するものとする。

なお、同一職種の求人を指定校求人と公開求人に分割すること、公開求人とした求人を後に指定校求人に変更することは認めない。

また、指定校求人とした場合は、高卒就職情報 WEB 提供サービス(※)における情報公開は行わない。

(※) 高卒就職情報 WEB 提供サービスは厚生労働省が運営する WEB サイトで、高等学校等の進路指導担当教職員、生徒及び保護者向けに高卒求人の情報を PDF ファイル及び CSV ファイルで提供するもの。

- (2) 指定校求人を選択した場合は、推薦依頼数を求人数の3倍以内とする。
- (3) 指定校求人、公開求人にかかわらず、生徒の事業所への応募・推薦は、求人票提出(10月以降の場合を含む)後、いわゆる1次選考までは「1人1社制」とする。

- (4) 10月1日以降、未充足求人に対する複数応募(2社まで)を可能とする。
- 9月末の求人充足状況確認時点で未充足の求人については、10月1日以降、複数応募(2社まで)を可能とするが、指定校求人であって、10月1日以降も指定校を維持する求人(指定校以外からの応募を否とする求人)については、指定校の範囲内(指定校のみの)複数応募となる。

① 複数応募の場合の生徒の意思表示について

最初の応募求人について、内定の連絡(文書に限らない)があった場合、他の応募求人の合否結果の有無にかかわらず、連絡があった日から7日以内に入社内諾等の意思表示を行うこととする。

② 10月1日以降の複数応募に伴う求人票への「専願優先」、「併願可」の取扱いについて

事業所は、9月末の求人充足状況確認時、「専願優先」または「併願可」について意思表示を行い求人票に明記する。

③ 複数応募制に係る生徒の就職内諾について

複数応募制に係る生徒の就職内諾については、下記のとおりとする。

複数応募制に係る生徒の就職内諾一覧

応募の状況	応募の結果	就 職 内 諾
「併願可」事業所 2 社へ 応募	内定	応募した「併願可」事業所のいずれかに就職内諾
「専願優先」事業所と 「併願可」事業所へ応募	「専願優先」事業所と「併願可」事業所共に内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「専願優先」事業所のみ内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「併願可」事業所のみ内定	応募した「併願可」事業所に対して就職内諾

＊ 事業所は、選考結果を原則として選考後 3 日以内、遅くとも 7 日以内に、必ず出身校を通じ応募者本人に速やかに通知する。

＊ 生徒は、内定の連絡(文書に限らない)があった場合、他の応募求人の合否結果の有無にかかわらず、連絡があった日から 7 日以内に入社承諾等の意思表示を行う。

(5) 高等学校等における指導に係る留意点

10 月 1 日以降の未充足求人について、複数応募が可能になったからといって、全ての生徒に対して複数応募させるのではなく、生徒の希望等を十分に考慮し、複数応募によって、よりよい就職に繋がることが期待されるケースに限り複数応募とするよう十分留意する必要がある。

(6) 令和 9 年度以降の取扱いについて

1 次選考からの複数応募の取扱いについて

今後の経済情勢や就職希望生徒の動向、求人状況等を見極めながら、その在り方について引き続き検討していく。

令和 8 年 2 月 9 日

滋賀県高等学校就職問題検討会議

一般社団法人滋賀経済産業協会
滋賀県中小企業団体中央会
滋賀県進路保障推進協議会
滋賀県高等学校等進路指導研究会
滋賀県高等学校等進路指導研究会就職部会
滋賀労働局職業安定部職業安定課
滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
滋賀県教育委員会事務局高校教育課